参考資料 1

国指定鳥獣保護区の変更及び同特別保護地区の指定について

平成27年10月28日（水）
中央環境審議会自然環境部会
野生生物小委員会

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

1．法律上の規定：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

国指定鳥獣保護区

○位置づけ

国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域（法第28条）

○規制内容

狩猟は認められない（法第11条）

特別保護地区

○位置づけ

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域（法第29条）

○規制内容（要許可行為（法第29条第7項））

・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
・ 水面を埋め立て、又は干拓すること
・ 木竹を伐採すること　等

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

2. 指定区分とその要件：鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針

(1)大規模生息地　(浅間 30,940ha、白神山地 17,157haなど 10箇所)

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために設定。1箇所当たり10,000ha以上。

(2)集団渡来地　(伊豆沼(ガン・カモ・ハクチョウ類)、荒尾干潟(シギ・チドリ類)など 35箇所)

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等に設定。

(3) 集団繁殖地　(天売島(ウミガラス等)、枇榔島(カンムリウミスズメ等)など 19箇所)

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため島嶼、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に設定。

(4) 希少鳥獣生息地　(鳥島(アホウドリ)、北アルプス(ライチョウ)など 21箇所)

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅰ類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣の生息地。

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

3. 指定状況

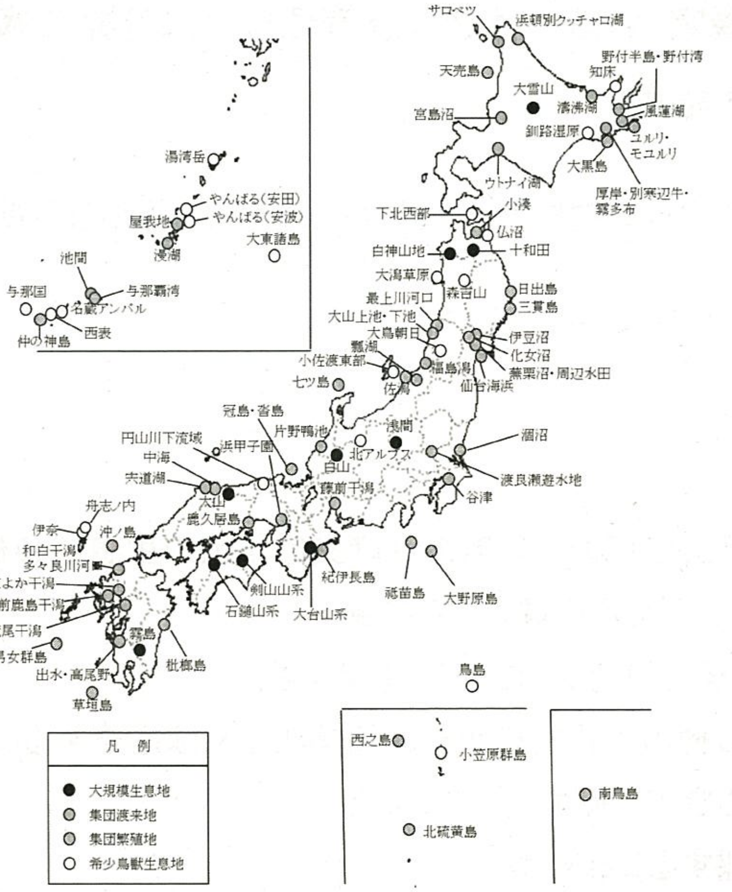

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

4. 指定までの主な手順

自治体、利害関係人等との調整
↓
指定案　公告縦覧
↓
パブリックコメント
↓
公聴会
↓
中央環境審議会への諮問
↓
官報告示

● 諮問対象案件

鳥獣保護区
- 新規指定
（法第28条第1項）
- 既指定保護区の変更（拡張）
（法第28条第2項）

特別保護地区
- 新規指定及び存続期間終了後の再指定
（法第29条第1項）
- 存続期間中の変更（拡張）
（法第29条第4項）

5

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

5. 今回諮問する鳥獣保護区・特別保護地区

鳥獣保護区 及び特別保護地区	種別	指定区分	所在	存続期間	面積
福島潟鳥獣保護区	変更 （区域拡張）	集団 渡来地	新潟県 新潟市、 新発田市	H26.11.1 ～ H46.10.31	231ha （163haから68ha拡張）
仏沼鳥獣保護区 仏沼特別保護地区	再指定	希少鳥獣 生息地	青森県 三沢市	H27.11.1 ～ H47.10.31	222ha
蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区 蕪栗沼特別保護地区	再指定	集団 渡来地	宮城県 栗原市、 登米市、 大崎市	H27.11.1 ～ H47.10.31	423ha
瓢湖鳥獣保護区 瓢湖特別保護地区	再指定	集団 渡来地	新潟県 阿賀野市	H27.11.1 ～ H47.10.31	24ha
宍道湖鳥獣保護区 宍道湖特別保護地区	再指定	集団 渡来地	島根県 松江市、 出雲市	H27.11.1 ～ H37.10.31	7,688ha （7,686haから2ha拡張）

6

国指定鳥獣保護区及び特別保護地区とは

6. 指定後の鳥獣保護区

・箇所数　85箇所 → 85箇所
　うち特別保護地区　70箇所 → 70箇所

・面積

鳥獣保護区	585,864ha	→	585,980ha
特別保護地区	160,307ha	→	160,343ha

※面積増加は、次の拡張及び面積精査による。
・福島潟鳥獣保護区拡張（+68ha）、宍道湖鳥獣保護区面積精査（+48ha）：合計+116ha増加
・宍道湖特別保護地区拡張（+2ha）、宍道湖特別保護地区面積精査（+34ha）：合計36ha増加

7

福島潟鳥獣保護区の変更

（区域拡張）について

福島潟鳥獣保護区
(231ha：163haから68ha拡張)

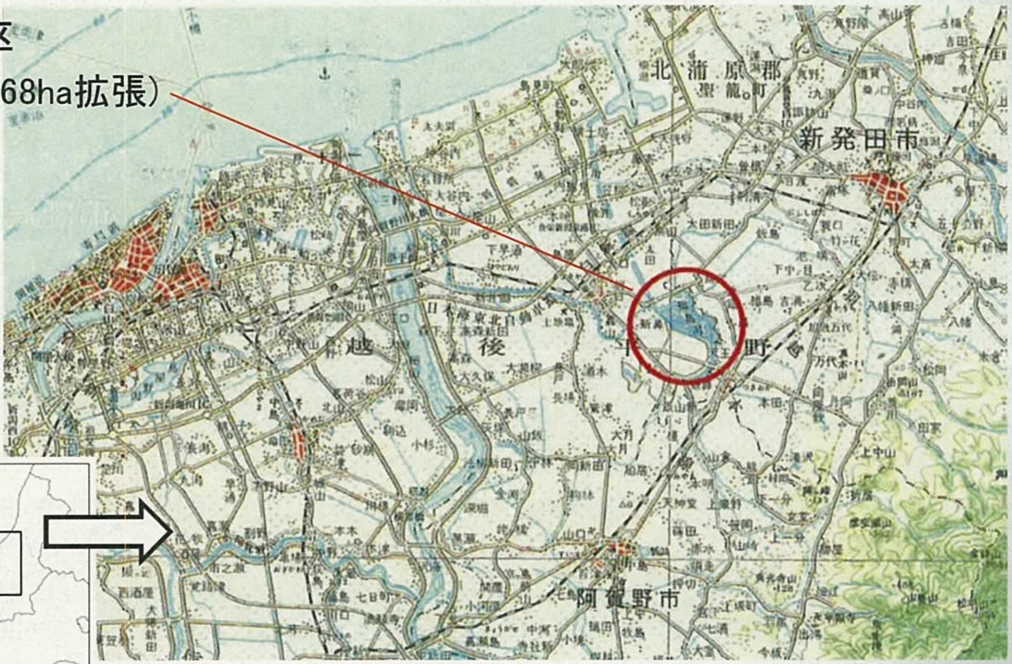

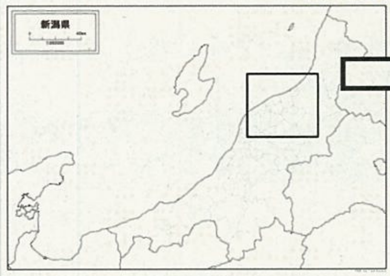

福島潟鳥獣保護区の概要

福島潟鳥獣保護区の概要

福島潟鳥獣保護区の概要

- **位置**
  新潟県新潟市、新発田市

- **面積**
  鳥獣保護区　231ha（区域拡張）

- **存続期間**
  平成26年11月1日から
  平成46年10月31日まで（20年間）

- **指定区分**
  集団渡来地
  多くのガンカモ類が渡来
  オオヒシクイ：毎年5,000羽以上
  （東アジア地域個体群の１％以上）

- **他法令による規制区域等**
  ・特になし

- **生息する鳥獣**
  鳥類：49科202種（オオヒシクイ等）
  獣類：４科６種（エチゴモグラ等）

鳥獣保護区観察施設「雁晴れ舎」

12

福島潟鳥獣保護区の概要

● **自然環境の概要**

- 新潟県新潟市及び新発田市にまたがり阿賀野川と加治川に挟まれた新潟平野の最低部に位置する潟湖。
- 五頭山系を源流とする山倉川等13本の河川が主として東側より流入する洪水調節機能を有する遊水地。
- ヨシ群落、マコモ、カサスゲ等の大型湿性植物群落となっている。

● **法第32条の規定に基づく補償**

・同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。

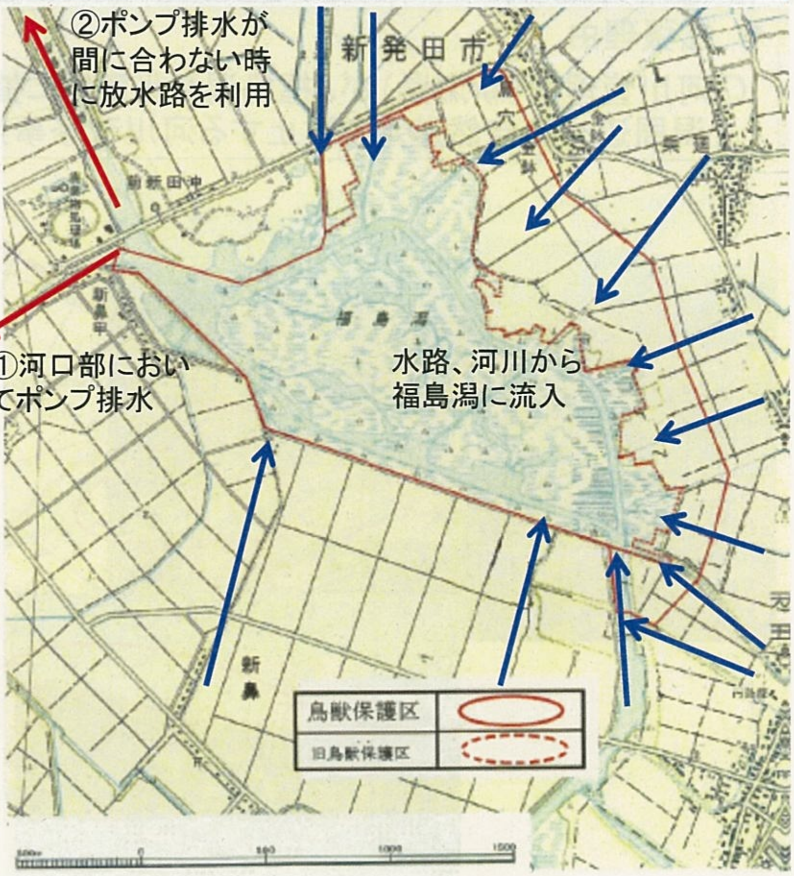

福島潟鳥獣保護区の概要

● **自然環境の概要**

- 新潟県新潟市及び新発田市にまたがり阿賀野川と加治川に挟まれた新潟平野の最低部に位置する潟湖。
- 五頭山系を源流とする山倉川等13本の河川が主として東側より流入する洪水調節機能を有する遊水地
- ヨシ群落、マコモ、カサスゲ等の大型湿性植物群落となっている。

● **法第32条の規定に基づく補償**

・同条の規定にある損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとなる。

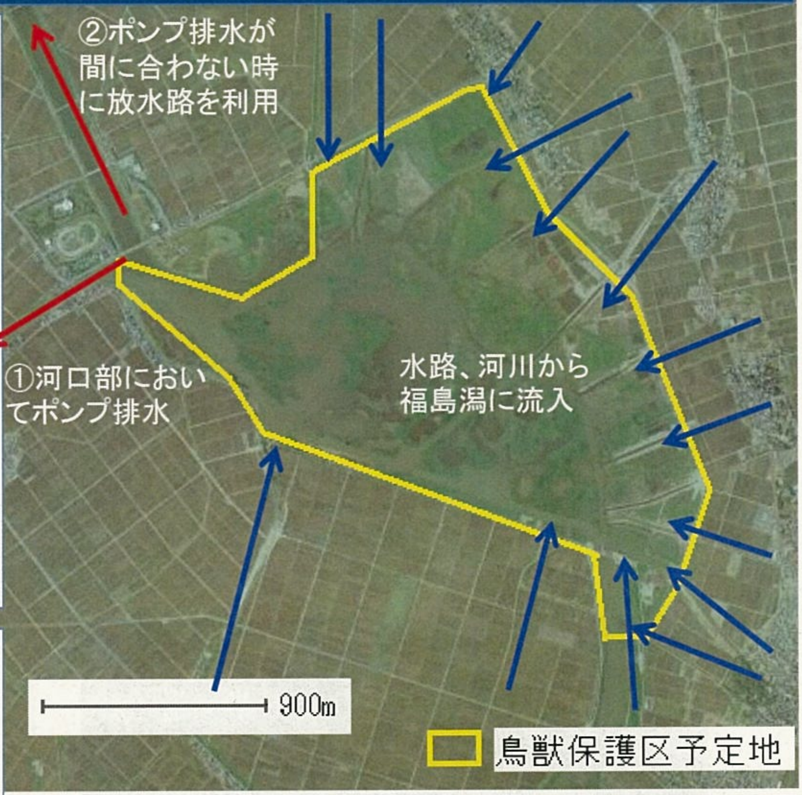

Yahoo!地図より引用

福島潟鳥獣保護区の概要

● **拡張理由**

○河川管理者（新潟県）が、福島潟を北東側に拡張し潟の周囲に築堤を行って、潟周辺への自然遊水を防止する河川改修事業を実施し、概ね完了。

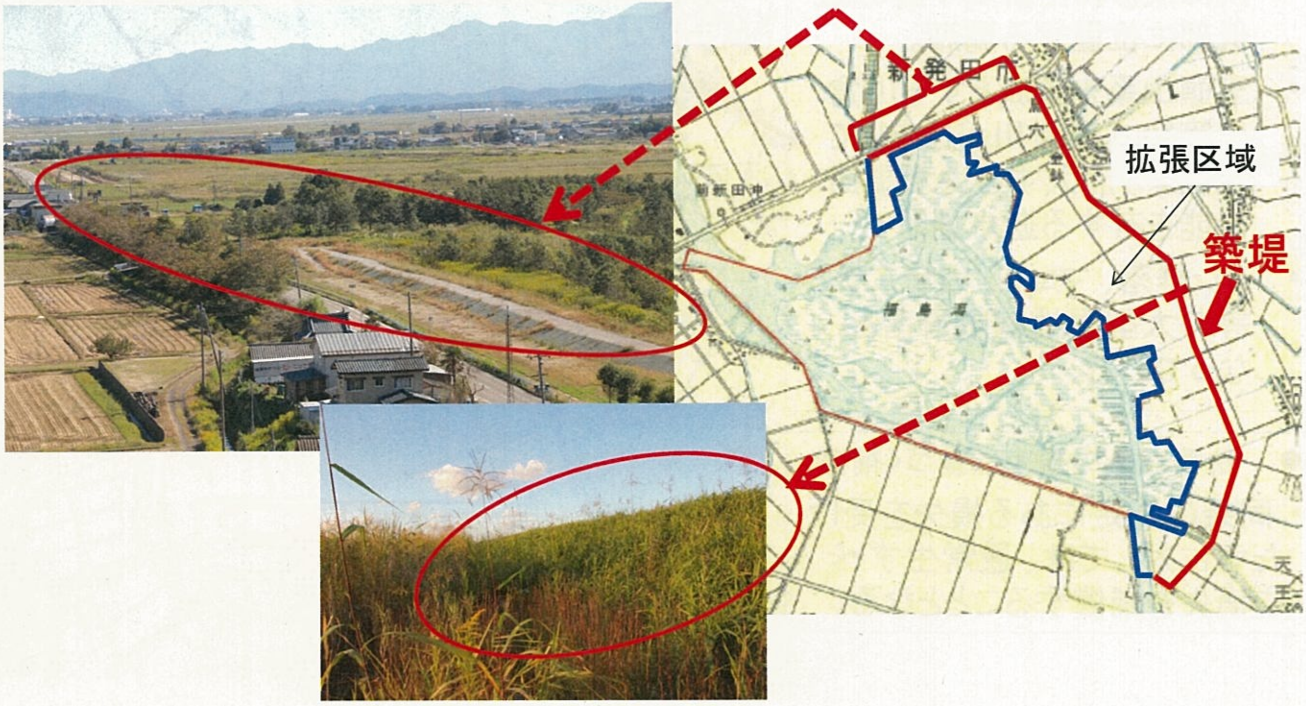

福島潟鳥獣保護区の概要

● **拡張理由**
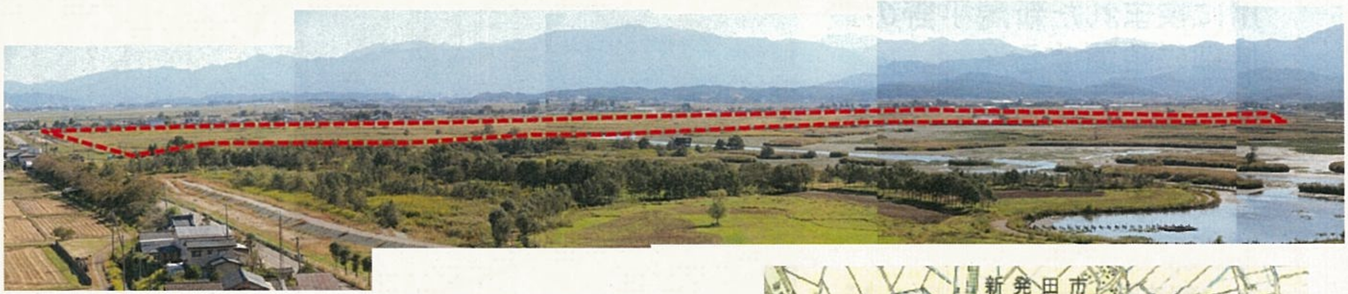
○本事業により、拡張した潟の区域は、既存の福島潟鳥獣保護区の区域と一体的な自然環境となる。